

第2期池田市空家等対策計画の概要

第1章 計画の目的と位置づけ

■背景

- 人口減少や既存の住宅・建築物の老朽化、社会的ニーズ及び産業構造の変化等に伴い、空き家が全国的に増加。
- 国は「空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、空家法)」を施行（平成27年5月）。

(本市のこれまでの空家等対策)

- 「池田市空家等対策計画」の策定（平成29年4月）
- 「池田市空家等及び空き長屋等の適切な管理に関する条例」の施行（令和2年4月）

■目的

今後も空き家のもたらす問題が一層深刻化することが懸念されることから、空き家の課題に対して更なる取組みの推進を図るため。

■位置づけ

- 空家法第6条、国の空家等の基本的な指針に基づき定めます。
- 池田市総合計画や大阪府の「住まうビジョン・大阪」に即し、市の関連計画との連携を図ります。

■計画期間

令和3年度～令和7年度（5年間）

第4章 空家等対策の実施体制

■空き家相談窓口と庁内連携体制

- 窓口の一元化のため、空き家の相談窓口を都市政策課に設置。
- 空き家の問題は多岐にわたるため、庁内の関係部署と連携。

■池田市空家等対策協議会

市長、地域住民、市議会議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者等で組織し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項について協議を行います。

■関係団体との連携・協力

事業者団体や資格者団体等の関係団体との連携・協力により空き家の課題解決に取り組みます。

第2章 空き家をとりまく現状と課題

■本市の人口、住宅所有者の状況

- 本市の総人口は、中長期的には人口減少は避けられない状況。
- 持ち家に住む単身高齢者世帯の数は増加傾向。

■本市の空き家の状況(平成30年住宅・土地統計調査結果)

- 住宅総数53,120戸のうち、空き家数は6,660戸で、空き家率は12.5%。一戸建ての空き家数は1,200戸。
- 空き家数、空き家率ともに平成25年より減少して、本市の空き家率は府平均15.2%・全国平均13.6%を下回っている状況。
- 腐朽・破損ありの空き家は、平成25年より増加し1,830戸。

池田市の空き家数、空き家率等の推移

調査年	世帯数 (世帯)	住宅総数 (戸)	空き家数 (戸)	空き家率 (%)
H10年	40,936	45,270	5,730	12.7
H15年	42,288	44,290	5,060	11.4
H20年	45,789	48,160	6,300	13.1
H25年	45,976	52,700	7,200	13.7
H30年	48,281	53,120	6,660	12.5

出典：市統計情報、総務省「住宅・土地統計調査」

■空家等対策における課題

- 高齢化や相続等による新たな空き家の発生
- 管理不全な空家等による周辺環境への悪影響
- 空き家の利活用が進まない状況
- 空き家の立地条件や所有者等の状況に応じた対策

第3章 空家等対策の基本的な方針

■基本的な取組み方針

管理不全な空き家の解消により市民の安全で安心な暮らしを確保するとともに、空き家の利活用を推進することで地域の活性化やまちの魅力向上につなげることを目指します。

- 取組み4つの柱
- (1)空き家の発生抑制
 - (2)空き家の適切な管理の促進
 - (3)空き家の利活用の促進
 - (4)特定空家等に対する措置

■対象とする地域

市内全域

■対象とする空家等の種類

- 市内にあるすべての空家等(空家法第2条第1項)
- 長屋の一部空き家

■計画の目標(成果指標)

計画に基づく取組みの成果を図るために、計画の目標(成果目標)を設定します。

成果指標 (住宅・土地統計調査)	目標値
1戸建の空き家数に対する販賣・売却用等以外の「その他の住宅」の割合	70.0% (平成30年度) ⇒ 60.0% (令和7年度)
1戸建の空き家のうち、「腐朽・破損あり」の空き家数	460戸 (平成30年度) ⇒ 300戸 (令和7年度)

第5章 空家等対策の具体的な施策

■空き家の発生抑制

- ホームページやパンフレット・チラシ等による啓発
- 相続登記の普及啓発
- 遺言、成年後見制度、信託制度等の普及啓発
- 居住中の住宅の適正管理、長寿命化の促進

■空き家の適切な管理の促進

- ホームページやパンフレット・チラシ等による啓発
- 空家セミナーの開催、啓発文書の送付
- 空き家の管理サービスの利用促進
- 地域と連携した啓発活動・状況把握の推進

■空き家の利活用の促進

- 空家バンク制度の推進
- 利活用のための相談体制の充実
- 「マイホーム借上げ制度」の情報提供
- 多様な利活用策の促進
- 地域の特性に応じた活用の促進
- 跡地の活用の促進

■特定空家等に対する措置

特定空家等や周辺住民から管理状況について相談が寄せられた空家等について、以下の手順により必要な措置を実施。

